

事務連絡
令和元年 8 月 30 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局

各都道府県民生主管部（局）

各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局

各指定都市・中核市民生主管部（局）

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について

日頃より、子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～の結果に基づく勧告」（平成 30 年 11 月 9 日。以下「総務省勧告」という。）が内閣府及び厚生労働省になされ、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下「保育施設等」という。）における重大事故対策の徹底・推進として、保育施設等に対し、重大事故対策の重要性の周知徹底を行うこと等が盛り込まれました。

今般、下記のとおり、総務省勧告の内容とその留意事項をお示しするので、内容を十分御了知の上、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び保育施設等への周知を行うとともに、重大事故対策等を徹底し、安全な保育環境の確保に努めていただくようお願いいたします。

なお、総務省勧告に基づく都道府県等又は保育施設等における改善措置状況については、今後、その報告を求める場合があるので、予め御承知おきください。

（総務省勧告の URL）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h30.html

記

1. 重大事故の発生を防止するための対策の徹底・推進

保育施設等における事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知。以下「ガイドライン」という。）及び「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」の公表について」（平成30年8月1日事務連絡）において、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等についてお示ししている。

しかし、総務省勧告において、睡眠中の定期的な呼吸等の点検を実施していない施設や、日常保育中の玩具・小物等の誤えん事故防止のための保育室内の点検を定期的に行っていない施設等、重大事故の発生を防止するための対策が実施されていない施設がみられたことが指摘されている。

このため、都道府県等におかれては、重大事故の発生を防止するため、保育施設等に対し、睡眠中の呼吸等点検、プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置、誤えん事故防止に係る食材点検、日常保育中の施設内点検、アレルギー児の把握及び誤食防止措置といった重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策が、保育施設等において確実に実施されるよう、周知徹底をお願いする。

なお、総務省勧告に基づき、内閣府・厚生労働省では、重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策の実施状況を監査時における確認事項として明確に位置付けるべく、本年度中には、監査に係る各種通知を改正する予定である。

ちなみに、厚生労働省においては、このような取組が確実に実施されるよう、令和元年度予算において、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故の発生しやすい場面に関する助言・指導等を行う「巡回支援指導員」の配置に係る補助事業を計上しており、本事業も積極的に活用いただきたい。

2. 重大事故への発展を防止するための対策の徹底・推進

救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等）については、ガイドラインにおいて、保育中の事故を未然に防ぐために、保育施設等の全ての職員が実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めるとともに、地方自治体等が実施する研修への参加について、積極的に対応することを求めている。

また、避難訓練・消火訓練については、保育所及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を行う者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第6条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第7条において、少なくとも毎月1回は行わなければならないこととなっている。認可外保育施設についても、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施することとしている。加えて、認可外保育施設を含む収容人員が30人以上の保育施設は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項等の規定に基づき、消防計画を作成し、消火、通報及び避難訓練を定期的実施しなければならないとされており、このうち消火及び避難訓練については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項の規定に基づき、年2回以上実施することとされている。

しかし、総務省勧告において、直近の3年間で救急対応の実技講習等に参加した保育従事者等が一人もいない施設や、直近の2年間で消火訓練等が適切な頻度で実施されていない施設がみられたこと等が指摘されている。

救急救命講習の積極的な受講や、訓練の実施により、凶らずも保育施設等において事故が発生した際は、重大な事故に発展しないよう、保育士等が適切な対応を取り、被害を最小限に抑えることは非常に重要である。

このため、都道府県等におかれては、救急救命講習の受講及び消火訓練等が確実に実施されるよう、保育施設等に周知徹底をお願いする。

また、異物誤飲時の対応について、口にしたものによっては、誤えんの危険性はなくとも、中毒や消化器の異常を及ぼすおそれがある場合や、身体への負担が大きい治療方法がとられる場合があることが指摘されている。吐かせてよい場合と吐かせてはならない場合があるなど、誤飲した異物によって対処方法

が全く異なることから、ガイドライン等を参照の上、適切な対処方法について、保育施設等に周知いただきたい。

これに加え、認可外保育施設が、救急救命講習等の開催状況を的確に把握できていないとの指摘もあることから、都道府県等におかれては、保育安全に関する講習の開催案内は認可外保育施設を含めた全ての保育施設等に対し、確実に送付いただくようお願いする。

なお、総務省勧告に基づき、内閣府・厚生労働省では、救急救命講習の受講状況及び各種法令において定期的な実施が規定されている消防訓練の実施状況を、監査時における確認事項として明確に位置付けるべく、本年度中には、監査に係る各種通知を改正する予定である。

3. 保育施設等で発生した事故の的確な把握

保育施設等において事故が発生した場合、保育所等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。）第 32 条第 2 項及び第 50 条、認可外保育施設については児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 7 の 2 第 1 項の規定に基づき、市町村又は都道府県に報告することとしている。このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 29 年 11 月 10 日府子本第 912 号・29 初幼教第 11 号・子保発 1110 第 1 号・子子発 1110 第 1 号・子家発 1110 第 1 号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育・健康教育・食育、厚生労働省子ども家庭局保育・子育て支援・家庭福祉課長連名通知）において、「死亡事故または治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICU に入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）」を対象範囲とし、国へ報告を行うこととしており、認可の保育施設等は平成 27 年度以降、認可外保育施設は平成 29 年 11 月 10 日以降、報告が義務づけられている。

しかし、総務省勧告において、国に報告すべき重大事故の範囲を正しく認識していない保育施設等がみられたとの指摘を受けているところである。

国への重大事故の報告に当たっては、都道府県等説明会等の機会を通じて説

明してきたとおり、「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う」ものを「重篤な事故」として報告を求めているもの（すなわち治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う「全て」の事故が報告対象）であり、「30日以上を負傷や疾病を伴う事故のうち、重篤な事故のみ」を報告するものではないことを、改めて周知徹底をお願いする。

また、保育所等は、運営基準第32条第3項及び第50項の規定により、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならないこととされている。保育所等において、事故発生後速やかに発生状況や事故後の保育士や子ども、保護者への対応等を記録することは、重大事故の再発防止や事故の報告漏れの防止に資するため、改めて保育所等において発生した事故の状況等が記録されるよう適切な指導を行うこと。

なお、総務省勧告に基づき、内閣府・厚生労働省では、保育施設等における重大事故の報告状況を監査時における確認事項として明確に位置付けるべく、本年度中には、監査に係る各種通知を改正する予定である。

4. 指導監査の留意事項等について

指定都市又は中核市が設置者である幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設に対する監査権限は、都道府県ではなく指定都市又は中核市にあることから、監査の円滑な実施をお願いしたい。

また、認定こども園の指導監査及び監査結果の公表に関しては、厚生労働省子ども家庭局保育課が都道府県宛に発出している「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（令和元年5月30日事務連絡）も参考に、指導監査の効率的・効果的な実施や監査結果の公表の促進に取り組むようお願いしたい。

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て本部

TEL : 03-6257-1467 (直通)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-3595-2493 (直通)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-3595-2542 (直通)